

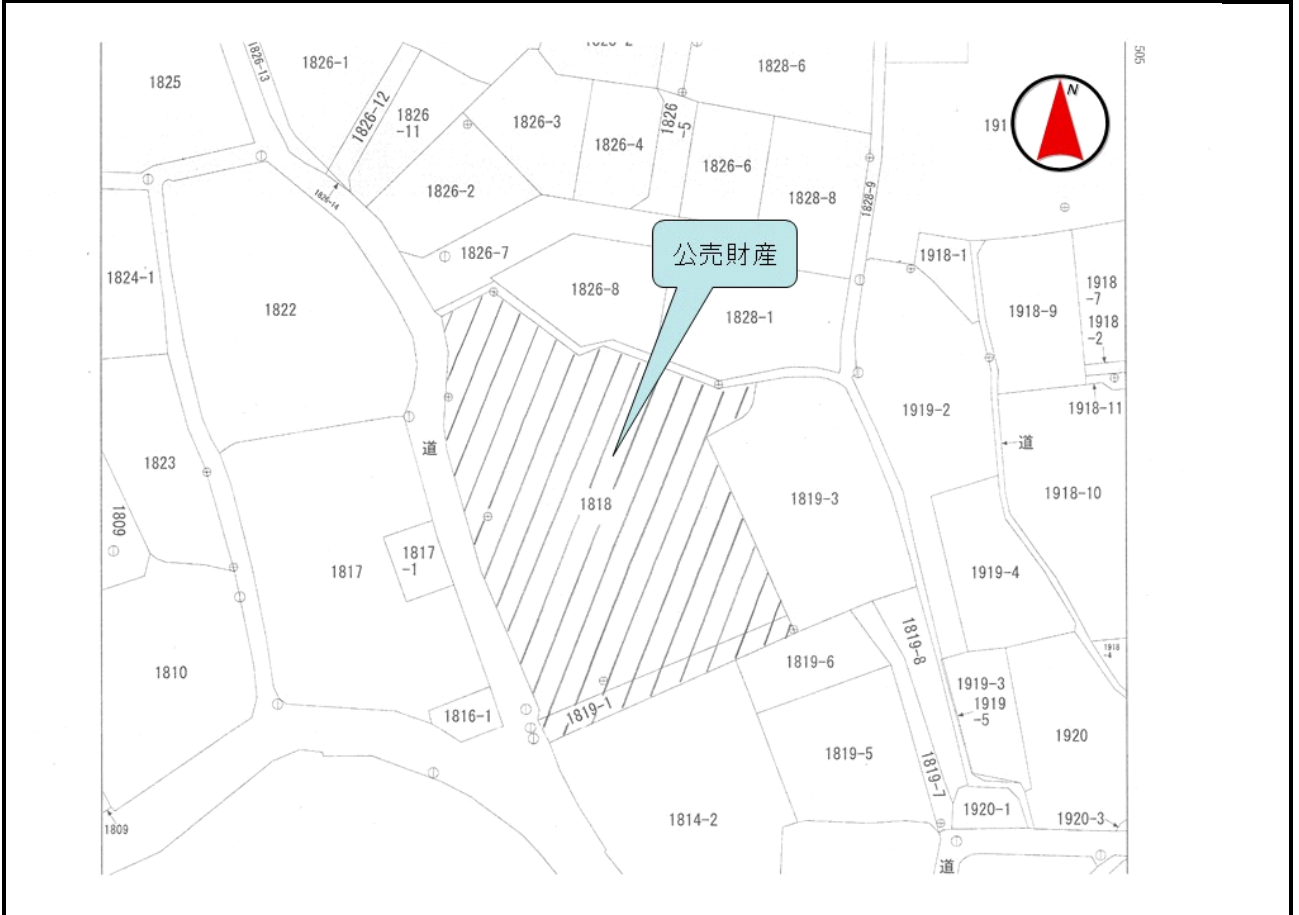
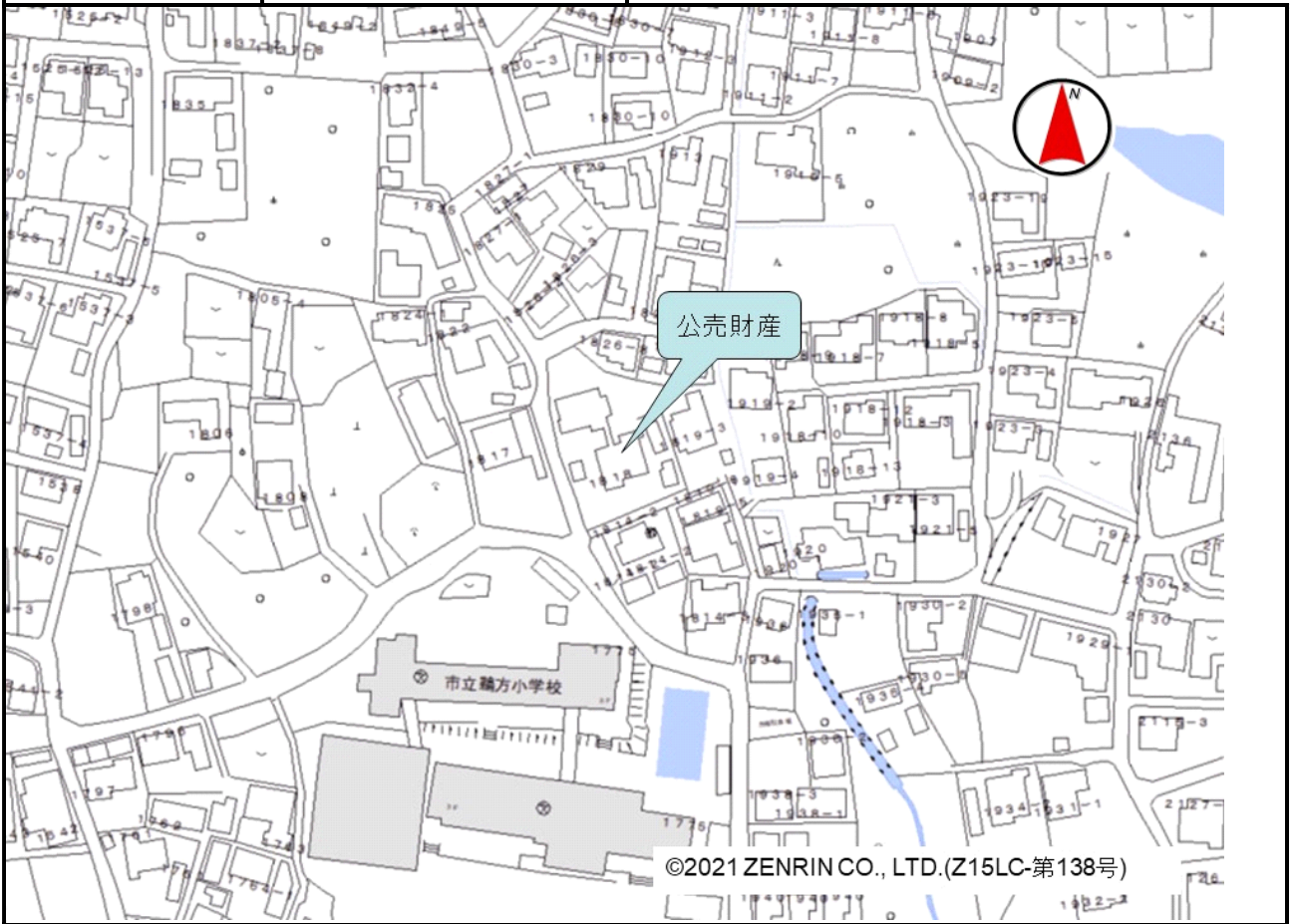
| | | | |
|--------|---|-------|----------|
| 売却区分番号 | 206-4 | | |
| 見積価額 | ¥6,160,000 | 公売保証金 | ¥700,000 |
| 財産の表示 | <p>1 (主たる建物の表示)</p> <p>所在 三重県志摩市阿児町鵜方字屋敷垣内1818番地</p> <p>家屋番号 1818番の1</p> <p>種類 倉庫</p> <p>構造 土蔵造瓦葺2階建</p> <p>床面積 1階 19.87平方メートル 2階 19.87平方メートル</p> <p>(附属建物の表示)</p> <p>符号 2</p> <p>種類 倉庫</p> <p>構造 土蔵造かわらぶき平家建</p> <p>床面積 29.74平方メートル</p> <p>符号 5</p> <p>種類 物置</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建</p> <p>床面積 47.04平方メートル</p> <p>2 所在 三重県志摩市阿児町鵜方字屋敷垣内1818番地</p> <p>家屋番号 1818番の2</p> <p>種類 居宅</p> <p>構造 木造瓦葺平家建</p> <p>床面積 163.95平方メートル</p> <p>3 所在 三重県志摩市阿児町鵜方字屋敷垣内1818番地</p> <p>家屋番号 1818番の3</p> <p>種類 居宅</p> <p>構造 木造瓦葺平家建</p> <p>床面積 118.99平方メートル</p> <p>4 所在 三重県志摩市阿児町鵜方字屋敷垣内</p> <p>地番 1818番</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 1,367.99平方メートル</p> <p>5 所在 三重県志摩市阿児町鵜方字屋敷垣内</p> <p>地番 1819番1</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 90.69平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> | | |

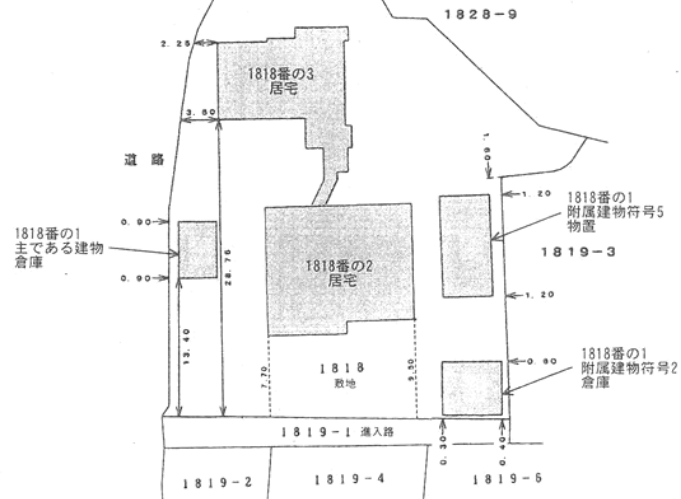
| | | | |
|-----------------|--|-------|----------|
| 売却区分番号 | 206-4 | | |
| 見積価額 | ¥6,160,000 | 公売保証金 | ¥700,000 |
| 公法上の規制 | 区域区分が定められていない都市計画区域 用途無指定地 建蔽率 60% 容積率 200% 志摩市景観計画 伊勢志摩国立公園内 自然公園法普通地域 | | |
| 接道状況 | 西側 幅員約 3.8 メートル舗装市道（建築基準法上の道路）ほぼ等高から約 1.5 メートル低位接面 | | |
| 地盤・地勢 | ほぼ平坦地（公売財産 4） 東向き傾斜地（公売財産 5） | | |
| 使用状況等 | （公売財産 1） 建築年月日不詳 公売財産所有者が物置等として使用している。 （公売財産 2） 平成 7 年 11 月 19 日新築（登記による） 公売財産所有者が居住している。 （公売財産 3） 年月日不詳増築（登記による） 公売財産所有者が物置等として使用している。 （公売財産 4） 公売財産 1、2 及び 3 の敷地として使用されている。 （公売財産 5） 公売財産 4 への進入路等として使用されている。 （以上、令和 5 年 2 月 14 日現在） | | |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> 公売財産 4 は西側市道より約 1.5 メートル低位接面しており、当該市道から直接進入することができない。そのため、公売財産 5 が西側市道からの進入路として使用されている。 公売財産 1 の附属建物符号 5 の土間に使用されていない井戸がある。 公売財産 2 と公売財産 3 は渡り廊下を通じて接合している。 公売財産 4 の北西角に西日本電信電話株式会社の電柱及び支線がある。 公売財産は、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。 | | |
| 住居表示等 | 三重県志摩市阿児町鶴方 1818 番地 | | |
| 最寄駅等 | 近畿日本鉄道 志摩線 鶴方駅 徒歩約 8 分 | | |
| その他事項 | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 | | |
| ご注意ください だく事項 | 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 <ul style="list-style-type: none"> 公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 図面は、現況と異なる場合があります。 建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 | | |

| | | | |
|-------------|---|-------|----------|
| 売却区分番号 | 206-4 | | |
| 見積価額 | ¥6,160,000 | 公売保証金 | ¥700,000 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求め場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うこととなります。 ・土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 | | |
| 陳述書等の提出について | <ul style="list-style-type: none"> ・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。 | | |

売却区分番号

206-4





※この建物配置図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。

1818番の1
主である建物



1階



2階

附属建物 符号5



附属建物 符号2

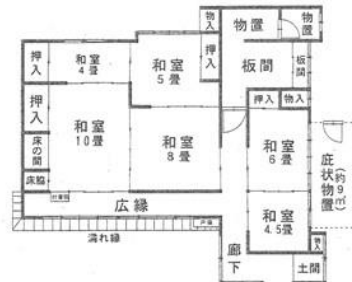


※この間取図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。

売却区分番号

206-4

1818番の3



1818番の2



※この間取図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。



名古屋国税局公売財産

売却区分番号

206 - 4



名古屋国税局公売財産



名古屋国税局公売財産